

議案第 1 1 号

大口町健康福祉部の組織改編等における関係条例の整備に関する条例
について

大口町健康福祉部の組織改編等における関係条例の整備に関する条例を別紙のよ
うに定めるものとする。

令和 5 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、健康福祉部の組織改編等に伴い、関係条例を整備するた
め必要があるからである。

大口町健康福祉部の組織改編等における関係条例の整備に関する条例

(大口町子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第1条 大口町子ども・子育て会議設置条例（平成26年大口町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第9条中「福祉こども課」を「こども課」に改める。

(大口町保育所運営委員会設置条例の一部改正)

第2条 大口町保育所運営委員会設置条例（令和元年大口町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉こども課」を「こども課」に改める。

(大口町障がい福祉調整会議設置条例の一部改正)

第3条 大口町障がい福祉調整会議設置条例（平成28年大口町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条中「福祉こども課」を「長寿ふくし課」に改める。

(大口町高齢者サービス調整会議設置条例の一部改正)

第4条 大口町高齢者サービス調整会議設置条例（平成26年大口町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康生きがい課」を「長寿ふくし課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大口町子ども・子育て会議設置条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、大口町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 法<u>第72条第1項</u>各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部<u>こども課</u>において処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、大口町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 法<u>第77条第1項</u>各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部<u>福祉こども課</u>において処理する。</p>

大口町保育所運営委員会設置条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、健康福祉部<u>こども課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、健康福祉部<u>福祉こども課</u>において処理する。</p>

大口町障がい福祉調整会議設置条例の一部改正新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(庶務)</p> <p>第8条 調整会議の庶務は、健康福祉部長寿<u>ふくし課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 調整会議の庶務は、健康福祉部<u>福祉こども課</u>において処理する。</p>

大口町高齢者サービス調整会議設置条例の一部改正新旧対照表（第4条関係）

新	旧
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>

新	旧
第 8 条 調整会議の庶務は、健康福祉部長 <u>長寿ふくし課</u> において処理する。	第 8 条 調整会議の庶務は、健康福祉部 <u>健康生きがい課</u> において処理する。